る外国公認会計士を含む。第十七条第四項第一号及び第四十八条第四項において同じ。）又は監査法人の報告書

二　事業再編債権者（事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第二項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三～五　［略］

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

4　［略］

（事業再編計画の認定）

第十三条　主務大臣は、法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき同法第２条第12項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

2・3　［略］

る外国公認会計士を含む。第十七条第三項第一号及び第四十八条第五項において同じ。）又は監査法人の報告書

二　事業再編債権者（事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第三項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三～五　［略］

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第三項において「事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

4　［略］

（事業再編計画の認定）

第十三条　主務大臣は、法第二十三条第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき同法第２条第11項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

2・3　［略］

（特別事業再編計画の認定の申請）

第十七条　［略］

2　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

五　当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として法第二条第十三項第一号で規定する経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ることを示す書類

六　法第二条第十三項第二号イ、ロ又はハのいずれかに該当する事業活動を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓する新事業活動であることを示す書類

七～九　［略］

3　法第二条第十三項第二号ハに掲げる事業活動を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、中核的事業の売上高その他の法第二条第十三項第二号ハで規定する経済産業省令で定める指標（以下この項において「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれることを示す書類を添付しなければならない。

4　特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「特別事業再編に係る資金計画」という。）を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場

（特別事業再編計画の認定の申請）

第十七条　［略］

2　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～四　［略］

五　当該事業者による他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得の対価の額が、当該事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として法第二条第十二項第一号で規定する経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回ることを示す書類

六　法第二条第十二項第二号イ、ロ又はハのいずれかに該当する事業活動を行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓する新事業活動であることを示す書類

七～九　［略］

3　法第二条第十二項第二号ハに掲げる事業活動を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、中核的事業の売上高その他の法第二条第十二項第二号ハで規定する経済産業省令で定める指標（以下この項において「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれることを示す書類を添付しなければならない。

4　特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項並びに第四十八条第三項及び第五項において「特別事業再編に係る資金計画」という。）を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場